

昭和五十三年十月

住友修史室報

第二号

Handwritten text in a cursive script, likely a ledger or account book, organized into several columns and rows. The text is dense and appears to be a record of transactions or accounts.

銅異国壳覚帳

目次

| | | | |
|-----------------------|-------|------------|----|
| 住友修史室所蔵史料について(続) | …………… | 小葉田 淳…………… | 1 |
| 廣瀬宰平欧米巡遊日記(上) | …………… | | 18 |
| 廣瀬宰平欧米巡遊について | …………… | | 32 |
| 移転と拡充についての御報告(後記にかえて) | …………… | | 34 |

口 絵 銅異国売覚帳・廣瀬宰平夫妻と欧米巡遊日記

住友修史室所蔵史料について (続)

小葉田 淳

住友修史室所蔵史料のうち、前稿に続いて商事関係のものから述べよう。

長崎貿易において、明暦元(一六五五)年従来の糸割符制を罷めて相對貿易となったが、寛文十二(一六七二)年になって貨物市法商売法を施行することとなった。これは五カ所商人の中から目利役を出して輸入貨物を評価させ、長崎奉行所においてその評価に基づいて適当な価格を定め、外商がこれに同意すれば買い取り、同意しなければ積み帰らせ、買い入れた貨物は最上評価で五カ所およびそれに付屬している諸国商人へ売り渡し、差益をこ

れら商人の買高に依じて配分したのである。この配当金は市法貨物増銀とよばれ、そのうち唐船貨物の三分の一に対する増銀は、唐船貿易に以前から深い関係を持った長崎の宿町と付町に割り当てられた。

しかし右の市法商売法が実施されたのは、翌延宝元年からで、寛文十二年には暫定的市法として寛文九、十、十一の三カ年の諸商人買物高の平均高に準じて買物高をきめ諸商人に割り当てたといわれる。

大坂の銅屋は、これによって貨物銀高の割当を受けたが、その合計は銅屋一六人、貨物銀高三二二貫二〇〇目で、その内で泉屋関係は分家・手代名儀分を合わせて計三人、貨物銀高八六貫八〇〇目である。しかるに延宝元

年からは、銅輸出高五万斤以下の銅屋は銅商を罷めて貨物銀の割当を受けられるが、五万斤以上の業者は銅商の

廃続のいかに拘わらず割当をしないことになった。そ

こで銅商を罷め貨物銀の割当を受けたものは三人あった

が、泉屋は直接入札により貿易に参加できぬことになり、

札主（入札人）から貨物を買入れることになった。買入

品は生糸・絹織物類・薬種・砂糖・水銀・とたん（亜鉛）等

で、京坂の間屋へ主として売り込んだのである。「延宝二

年」丑年長崎ニ而買物帳によると、延宝元年の泉屋吉左

衛門買高銀は計二七〇貫二二九匁一分五厘、上方にての

売高銀は計一九一貫三四〇匁、売残高銀一四七貫四九九

匁九分五厘で、この売残高中には寛文九年以来買入れ

た貨物分も含まれており、泉屋が以前から長崎貿易に参

加していたことが知られる。また分家平八の買高銀は計

四五貫五七四匁九分、上方にての売高銀は計四六貫八四

〇匁、寛文十、十一年の売残分を加えて売残高銀一九貫

三六一匁となっている。また、延宝貳寅卯辰三カ年長崎

にての買物帳によれば、延宝二、三、四の三カ年分の買高・売高と売残高銀は

吉左衛門分

買 高 一、四三〇貫四六一匁二分八厘

売 高 一、四六六貫九九三匁七分八厘

売残高 一一五貫〇三八匁九分

平八分

買 高 一三九貫九五一匁

売 高 一四二貫四二二匁六分九厘

売残高 一七貫七一八匁

となっている。以上の買物帳二種は、銅異国売覚帳の中に収載されているが、この記録は年々帳無番とともに、元禄以前の住友の長崎銅貿易および貨物貿易に関する重要史料であるが、そのみでなく、長崎初発書と併せて近世前期の長崎貿易一般を研究する上に、貴重な文献といふべきであろう。

貞享二（一六八五）年に唐・オランダ船の輸入貨物銀高

を制限する定高貿易法が施行されたが、それから宝永七(一七一〇)年頃までの間に、住友は輸入貨物を直接に入札する権利を復活獲得したようである。正徳二(一七一)年大坂の貿易商一人が唐物販売についての申合をしているが、一人の中に泉屋万太郎の名が見える。當時手代が毎年長崎へ下向して入札に参加しており、宝永七年に長崎下りの大坂糸割符年寄から請合の差紙を受領しなければ入札できぬことになり、さらに正徳三年に差紙を受けるためには組合を組織しなければならぬようになった。そこで吉左衛門(友芳)をはじめ、万太郎(幼少につき代判手代安兵衛)、豊之助(幼少につき代判親五兵衛)の三人が泉屋組を結成した。享保二(一七一七)年千代之助(幼少につき代判惣右衛門)、安兵衛、清兵衛の三人が、また享保九年に理右衛門が加わり、この間に友芳の跡を友昌(万太郎)が嗣いでおり、同十一年に清兵衛が没して泉屋組は五人となった。なお、享保四年頃には、大坂で泉屋組のほか、舛屋・大坂屋・小西・奈良屋・海部屋・平野

屋・鋸屋の諸組名が見え、同年に山田組が新にできている。泉屋組の貨物入札買入の実例をあげると、享保三年オランダ・唐(暹羅仕出しの船)の蘇木持渡高計二八万斤でその内の二万斤があり、同九年に白砂糖七万四一〇〇斤がある。また同九年四月に、泉屋組買物代銀約六〇〇貫の内、三三〇貫を正銀と為替銀で支払ったことが記されている。享保十五年十月にいたって、おそらく別子銅山仕入銀の膨張の都合などのため、近頃入札も休んでいる事情を糸割符年寄へ届けており、元文五(一七四〇)年ついに貨物商売の中止と落札組合名前より泉屋組を除かれるように申し出た。

以上は年々諸用留の二番より五番までに記載されるところによって概述した。このほか、享保八年三月銅吹屋仲間より糸割符年寄あて、生糸二〇〇丸を割り当てられるよう申し出た願書、同九年オランダ出島一番札の内泉屋組落札のことを記した覚帳がある。また享保十年呉服町富山仁兵衛が、泉屋安兵衛から白糸・薬種・べっこう・

繻子・りんす等代銀計九〇貫二七六匁六分を買い入れ、内五貫目を支払ったのみで残銀が滞納し、安兵衛代九兵衛より大坂町奉行所へ訴えたが埒明かず、同十三年十一月安兵衛代傳右衛門よりさらに訴願し、同年末に町奉行所より一カ年内に返済を命ぜられたが、これに関する数通の証文もある。

対馬藩は江戸時代朝鮮貿易を独占していたが、毎年ほぼ一〇万斤ほど、多い年は二、三〇万斤の銅を輸出しており、その銅は住友から購入し、銅座より買い入れる場合も住友の手を介して受け取った。しかし銅代銀の支払がしばしば延滞し、また銅取引関係が機縁となって同藩は住友からしばしば借用を行った。そして借用の担保として対馬産の鉛や朝鮮輸入品が差し入れられることがあった。たとえば享保十五（一七三〇）年に川崎屋五郎助と共同で対馬藩に貸銀をして、その内住友の分は銀八四貫で朝鮮白糸七〇箇（一箇は五〇斤）を質物にとり、利子月九朱、明年五月返済の約束であった。即ち白糸は同藩御

用達三吉屋又兵衛から受け取り、川崎屋の分とともに同家の蔵に保管された。

文政六（一八二三）年対馬藩は住友から銀五〇〇貫を借用するに当たって、別家の泉屋（松田）又右衛門宅を大坂産物売捌会所として朝鮮牛皮を販売し、その代銀をもって、一カ年銀五〇貫ずつ一〇カ年賦返済の趣法を立てた。会所は御賦請負人又右衛門・銀主方目代（住友の名代）と使用人三、四名から組織され、牛皮が西浜町の水揚問屋西村郷右衛門・竹屋善右衛門（対州商人）方に着くと、又右衛門が立ち会い仕分けて本滑なめしの分は播州姫路・撰州池田へ送って晒し上げて産物会所へ引き取り、残りは善右衛門の倉庫に保管し会所の切手をもって売り出し代銀は帳面引会の上で目代より差配し、また会所へ引き取られた本滑の分は会所で販売し目代は売買等を改めることになっていった。

しかるに文政八年八月対馬藩は藩の都合から産物会所趣法を改め、住友・又右衛門の諒承を求めた。それは牛

皮買請人を別人に差し替えるというので、皮代銀をもって年賦返済する趣意を変更するわけでないが、買請人が変れば皮代銀の延納滞納もあろうから、住友には新に廻米蔵元となることを頼み、また又右衛門に対しては皮代銀引当の立替銀のこともあるので朝鮮木綿を年々二万疋ずつ登すからその代銀中より勘定して欲しいというのである。かくて対馬藩から住友あて蔵元についての約定証文を入れている。それによると、新に銀六〇〇貫の借銀を求め、月利八朱一〇カ年賦、廻米売払代銀より元利を引き取ることとし、肥前松浦郡・筑前怡土郡の同藩年貢米の内二万俵(六、六六六石余)の蔵元を依頼するとある。そして皮代銀延納など買請人から申し出た場合、廻米払代銀中より引き取られたく、また銅代銀の銅座納付を又右衛門が引き請けており、これは木綿等諸産物売払代より引き取るが、支障ある場合を考えて、廻米払代銀中より年々銀五〇貫ずつ又右衛門へ渡すように求めている。さて前述の朝鮮牛皮産物会所趣法による銀五〇〇貫の

融通は、別子銅山公儀拝借銀の貸与という名目銀であったが、文政十一年正月に残銀三五〇貫の元利を同年内に牛皮売立銀をもって、七、八月より九月十月までには返済するという新借用証文に切り替えている。しかし他方に文政十一年中に数度にわたり別子銅山公儀拝借銀・田安家備金(住友は当時田安家の掛屋を勤めた)の名目銀の対馬藩貸借が行われ、廻米払銀による返済としたが、翌十二年暮には五カ年元銀を据え置き天保五年になって返済方の仕法を考えることとし、利足は年五歩の積りをもって廻米払代銀より引き取るという証文を入れている。対馬藩関係の記載は、年々帳・年々諸用留等にも多いが、文政・天保の前述の経緯については、御産物所御仕法内存書などの帳簿二冊と二〇通余の文書が残っている。日向延岡藩(内藤氏)は文政八年十一月住友を廻米蔵元とするについて議定書を取り替わしているが、翌九年十二月銀一五〇貫を借用し引当として延岡紙を一カ年三、〇〇〇丸大坂へ送り、月八朱利付として紙代銀をもって

返済する議定書を作製している。延岡紙は半紙を主とし本仲保・卯田等であるが、文政十年は二月から十二月までに一、七〇〇丸余を登せ、これを大坂の紙問屋の今橋・江戸方組等およそ七組がそれぞれ買い取り、代銀を原則として六〇日限りに住友へ納めることになっていた。住友を延岡御蔵元と呼んでおり、問屋の紙代銀の住友への納付は天保元年度に続いている。以上に関する史料として、延岡藩紙仕登議定書および紙請取証文一七通がある。

文政二年越前藩の国産諸色売捌支配と掛屋を豊後町泉屋甚次郎方で引き請けることになったことが記されている。同年十一月京都の大和屋太三郎というものが住友の別家の半左衛門に対し、越前の町人農民は従来諸産物を京都へ送ったが諸問屋の代銀支払が滞るため、新に仕法を立て大坂へ廻送することとし、その蔵元および売捌支配を住友に頼みたいと交渉があった。支配人の官兵衛が太三郎と談合し一度は断ったが、越州御産物掛池田嘉左

衛門が越前より登って太三郎同道で懇望したので、その頃豊後町方ではこれという本業を欠いており、ここで引き請けることになった。

かくて十二月御掛屋并諸産物御用達泉屋甚次郎と越州御産物掛池田嘉左衛門の間に約定一札を取り替わし、国産物着岸し売払代銀から為替銀を仕送る条項以下詳細に規定している。大坂にてこの仕法を立てるについては、越前国許において貸付の趣法を立て貸付銀に対し国産諸品を取り立て、これを新規に廻船で大坂へ送るというのである。これは安政年間に藩主松平慶永の藩政改革の一環として、三岡石五郎（後の由利公正）等によって企画された物産総会所の仕法に通ずるもので、その先駆をなすともいえよう。越前藩の藩政史上に重要な事実とすべきものであって、年々諸用留十二番に収載される。しかし関連の史料が他に住友家史料中よりまだ発見されず、また越前藩史料について十分調査したわけではないが、今のところは見出してはいない。

住友の中橋南榎町の江戸店が、幕末に信州飯田藩（堀氏）の国産生糸の為替付の江戸・横浜送り荷に対し、為替金支払方を引き請けたことがある。これに関する史料として、冊子約二〇、証文約一〇〇通が残っている。

飯田藩としては生糸は重要な国産であり統制を加えていたが、飯田の荷主はそれぞれに生糸を江戸・横浜の生糸商に売り込んでいた。江戸南伝馬町の五兵衛、同伊皿子台町の喜三郎もその生糸商であったが、文久二年十二月以上二人に芝三田南代地町の万屋安五郎が加って、国産生糸一手引請の願書を飯田藩役人あて提出した。安五郎は万屋四郎右衛門名儀で横浜本町二丁目に出店を持ち、この出店は和三郎が支配人となっていた。一手引請願書に五兵衛等が名を連ねたのは従来からの関係上の都合で、事實は安五郎の店が当たることになったらしい。従来も糸荷は為替付が一般で、即ち、糸荷が江戸に着くと一箇（五〇斤入、だいたい当時は代金二〇〇両内外）、金一〇〇両の為替金を荷主に支払うことになっていた。安五郎等に

その資力があるわけではなく、住友南榎町江戸店支配人吉村市郎右衛門に為替金支払の金主方を交渉して承諾を得たようである。文久二年十二月、市郎右衛門は安五郎、四郎右衛門店支配人と三郎と連名で、従来の仕来りどおり生糸荷一箇につき金一〇〇両の為替金を荷到着の上で渡すという請書を飯田藩役人衆あて入れている。

文久三年三月安五郎等から市郎右衛門あて為替金支払仕法について一札を差し入れている。それによると、飯田藩領国産生糸は安五郎等が一手に引き請け横浜出店で売り捌くが、生糸荷付為替は一箇につき金一〇〇両を市郎右衛門から立て替えて支払って糸荷を預ることとし、売り捌くときは安五郎方より荷主同道で糸荷を受け取り、市郎右衛門方よりも一人付添って積問屋へこれを渡し横浜へ送り、出店で売り捌き荷主立会の上、市郎右衛門方へ金子を渡すというのである。なお為替付でない荷は、江戸より直接に横浜出店へ積み廻わすことになっている。同月市郎右衛門・安五郎等と飯田藩御用達小西象助・生

糸取締役方竹屋久兵衛等四人と規定証文を取り替わしているが、その内容は次のようになっている。

糸荷江戸着のとき一箇につき為替金一〇〇両を住友江戸店から荷主へ渡すが、為替金一〇〇両につき為替打料金二分および糸荷横浜での売捌までの期間、一カ月につき金一両の利子を江戸店へ支払うことになる。もっとも月越前後五日ずつの利子は一カ月分に入れるので、例せば二十六日借用分（為替金渡し）は翌月晦日までを一カ月利子として勘定する。横浜出店では、住友江戸店支払の為替立替金・利子・為替打料金のほか、江戸糸問屋（会所）口銭・横浜運上所納金・横浜出店口銭を差し引いたものを荷主へ渡すことになる。

さて六月から住友江戸店では為替金支払を行い、六月から八月までに生糸八三箇半と八把、その為替金八、三五〇両を立て替え、利足八三両二分・為替打金四一兩一分計一二四兩三分の収入があり、このほか多少歩合等の入りがあったという。為替付糸荷は前述したように江戸店

で預り、江戸の生糸会所で出荷順番をきめ（当時「五品江戸廻し令」によって、建前として生糸はすべて江戸へ送り糸問屋の会所が管理に当たることになっていた）、積問屋小屋小左衛門が連絡し、荷主は安五郎方よりの付添とともに積問屋へ運んで会所の改めを受け舟積みし、神奈川会所まで送ったのである。ところが攘夷論が盛となり上方では浪士が異国交易者には天誅を加えると風評があり、これが江戸へも伝ったので、住友江戸店では為替方引請から一度手を引くことになった。しかし安五郎等の懇望により江戸店詰の井伊又兵衛名儀で融通することとなり、八丁堀川岸の蔵を借りて糸荷を格納することにした。十月下旬に飯田の近江屋喜代太郎等の生糸三一箇が届きこの為替金二、九〇〇両を渡し、二十四日安五郎等からの申出もあり荷を積問屋へ廻した。ところが翌二十五日浪士の糸会所、次いで積問屋への乱入事件がおこり、江戸店では事態のやや鎮静するを待つて翌十一月下旬積問屋を見分させたところ、安五郎荷物は一箇も預っていないとい

う。これは安五郎店が飯田在の荷主の依頼で二三箇を引
き取り代金三、六〇〇兩余を支払い、その金子工面のため
右の三一箇を他に二重質に差し入れたためであった。江
戸店では安五郎の不法を責めたが、攘夷風潮から生糸の
横浜送りは困難であり、江戸の生糸相場は安く、その処
分は不利益であり、安五郎から提供した住宅や横浜出店
は売却しても二、三百兩に過ぎぬ。安五郎等は、近く南
部生糸や三州綿を引き請けることになろうし、横浜出店
への廻送が順調となれば精々入金にはげむと述べて、又
兵衛・市郎右衛門の諒解をしきりに求めたのである。

南部生糸取扱の件というのは、万屋安五郎の横浜出店
の支配人でもあった和三郎と、その父大黒屋(香村)吉右
衛門は、元治元年頃に南部藩から南部産生糸取扱方を命
ぜられていたようだが、慶応元年正月には安五郎も取扱
人に加わることになった。南部藩では国産生糸仕入金を
貸与する計画であった。これによって藩は国産生糸の売
捌を円滑にして生糸生産を促進し、また仕入金融通によ

る利潤を考えたようである。しかし貸与仕入金は信用あ
る有力な預り人でなければならぬとし、南部藩御用人等
の希望もあって住友江戸店を頼むことになった。又兵衛・
市郎右衛門はこれを引き請けるにしても仕入金を預るだ
けで、生糸の売買による損益には一切関係せぬという約
束であった。慶応元年二月以来預り高二三、二一九兩三
分余に対し、二月より五月末までの生糸買入代と諸入用
払高として吉右衛門・和三郎へ渡した金高は二三、二八
五兩余で六五兩余の不足となっている。諸入用とは、江
戸生糸会所改め料・運賃・車力賃等生糸取扱関係の入費
一切である。かように取扱にむしる損歩が立ち、預り金
以上の支払を求められるので、江戸店ではいったん預り
を断った。しかし南部藩役人から懇望されるので、又兵
衛・市郎右衛門と安五郎・和三郎等とは新に議定書を取
り替わし、江戸店は直接には生糸取扱に手を染めぬとし
ても、取扱人の生糸の集荷販売等についての監視や管理
を厳密にしたのである。即ち取扱人は江戸店に生糸の相

場売買を怠らず報告すること、口銭歩合をきめて、取扱人、三河屋(生糸は横浜着三河屋貞次郎へ売り込む例であった)の口銭割当を定め、また江戸表諸入用見積高を一定すること等である。江戸店からは南部藩役人あて、国産生糸並諸国買入生糸取極仕法御請一札を差し入れているが、それによると藩からの仕入金は貸与日から五〇日間は無利息、生糸は横浜着三河屋へ売るが、外相場より安いときは外方へ売り払う、売却の上で洋銀一〇〇枚につき二枚の利足を付け元仕入金を上納するとある。南部国産生糸だけでなく、福嶋や達五十沢の生糸も取り扱った。

以上、規定書・生糸相場書・生糸売買運上諸掛り等の仕切・勘定書以下の盛岡生糸・奥州生糸一件書類は、冊子約一〇、証文約一二〇通存するが、飯田藩生糸関係の史料とともに、幕末の生糸生産および横浜貿易に関する興味深い文献といえよう。

二

江戸時代多くの富家に一般に見られるように、住友においても家屋敷や田畑の不動産の集積が行われた。それらは家産として家賃や作徳の収入があるとともに、幕府に対して別子銅山等の稼行請負や拝借金、或は諸大名・諸代官に対して掛屋引請のとき、家質・引当等にも充当されている。

家屋敷田畑売買証文や家屋敷田畑質入借用証文等は、年々帳・年々諸用留等の類にも多数収載されている。また、それぞれ数十通ずつが以前から住友本家に伝来した文書、即ち函号五に存するが、同種の証文はその後に本家より見出された中にも少からずある。

享保十(一七二五)年巳九月改の京江戸大坂長崎屋鋪之控は、最も早い時期の家屋敷の総括記録といつてよい。これには大坂で二八カ所、それぞれの表口裏行間数・軒役・買請代銀・家守名とその請人名を記しており、また

江戸・京で各五カ所、これは表口裏行間数・家守名を、長崎で一カ所、これは表口裏行間数以下の注記を省略している。三ヶ津掛屋鋪代銀控は宝暦九己卯（一七五九）年三月までに「此方名前にて致帳切候」、即ち住友名儀に水帳の貼り替えができて、正式に所有を登録された抱家屋敷を記録している。これには表口裏行間数・軒役・土蔵・沽券状の有無等が記されるが、家屋敷数三〇余カ所、買得の時期は享保・元文・寛保年間が多く、全体の約七割を占めている。代銀合計七八〇貫八七五匁、これは文銀による勘定で、新銀（享保銀）は五割増の文銀に換算して計上している。家質の流れたものも僅かながらあり、また別家より譲渡された例も多い。三ヶ津掛屋鋪というのは、京・江戸・大坂つまり三都の掛屋鋪のことであるが、この記録には大坂の分のみを収めている。

大坂諸所借家画図は折本になっていて、宝暦十一年四月に作られているが、当時の借家関係の実態を知るに稀有の好史料であると思われる。一番より三十六番まであ

って、別に元帳があり、この元帳では一宅地で同番であったものを、この画図では二、三番ないし数番に分けて一の画図にして表示したものもある。例えば一番は順慶町一丁北側の家屋敷で、表口一〇間裏行二〇間、町役一軒役、代銀二八貫目、三二室あってそれぞれ畳数・席薦数が記され、讓請年月・讓渡人名・沽券状有無・家守名と家守請人名・家守委任年月・家守料・町儀一カ年分入用が書かれている。前記の室が借家の単位となるので、表借家四軒畳数計七二、裏借家一軒畳数二〇、裏借家二七軒席薦数計二〇七・五、その畳・席薦の一挺（帖）あたり家賃より、それぞれの借家の一カ年分家賃高が計算される。以上のごとくして家賃合計一貫六六五匁六分となるが、この内から家守料・町儀入用を控除し、糞尿代を加えて、一貫三九八匁六分が家主の取分となっている。家守料は裏借家一軒二〇畳の家賃一カ年分銀一〇八匁と同額になっている。

かくて各番の家屋敷において、借家数は少きも十数軒、

多きは数十軒に及んでいる。なお、この画図本には、後に家屋敷・借家・土蔵・浜納家等の新增・新建・建継などあるときは、畳敷・坪敷・蔵敷足直段など書き改めることを付記している。事実宝暦十一年以後の譲請家屋敷七カ所、焼失破損に対する普請二カ所を、各番の間に書き加えている。また大坂借家ほど詳細でないが、宝暦十一年五月に傳右衛門が主命で記した京の家屋敷四カ所が載っている。

右の画図本とともに、借家関係の好史料は寛政九巳(二七九七)年七月改の諸方抱家鋪画図細見帳である。これは宝暦十一年以後、新建普請等もあり、町儀入用や家賃の増減も行われており、これらを訂補して、なお今後に同様の変更あるときは書き加えるよう注記している。また、天明三(一七八三)年正月の家屋鋪田地船方控帳には、宝暦九年十一月より明和七(一七七〇)年までの新增の家屋敷の所在町名・表口裏行間敷・町儀入用・軒役・讓渡人名・沽券状有無等を、大坂一四カ所・京一カ

所・江戸一カ所について記している。

家守は別家のものが当たる場合も少くないが、借家関係は本家の家賃方で統括した。宝暦十年正月制定の勤方帳の中に家賃方普請方仕格之覚があつて、借家・家賃等について規定している。宝暦九年正月の元方帳には、宝暦元年より同十年までの家賃銀収入が記されているが、それによると宝暦五年までは年々銀六〇貫を超え、同四年の六九貫二六七匁一分一厘を最高として、同六年以後は増減が目立ち、ほぼ五〇貫以下となっている。家屋敷の売却は幕末になると増加しているが、嘉永元年戊申歳(一八四八)の諸事控の中の家賃方の条に、弘化五(嘉永元)年二月より嘉永七(安政元)年八月までの家守交替を町年寄あて届けた留書がある。

さて、宝暦九年五月の田地家質証文控があつて、宝暦九年六月より安永二(一七七三)年五月までに田地家質証文四四通を数え、その内家屋敷が流質となり帳切となつて住友の所有に移ったものが九件ある。もっとも前記四

四通の証文には、三、四度も借用証文を書き替えていて通数に入っており、書替以後に流質となったものもある。

前記の家屋鋪田地船方控帳には、天明元年に改めた田地(田畑)の記載がある。その内訳は天王寺領田地として、享保五(一七二〇)年譲請の田地九町六反三畝八歩、分米(石高)一〇七石六斗七升八合より天保三(一八三三)年取得の田畑まで、譲請代銀計一〇八貫五九六匁一分となっている。また今宮村において、享保十三年十二月譲請の畑屋敷三畝二〇歩、分米五斗五升より天保二年取得の田畑まで、同じく代銀一四貫七九五匁が計上されている。第三には河内若江郡の山本新田で代銀四四五貫八八八匁四分五厘と勘定されている。山本新田は泉州山中善太夫とその子庄兵衛、大坂加賀屋弥右衛門の開発にかかり、享保八年新銀三〇〇貫目住友からの借用の質物としたもので、同十三年住友の所有に帰した。六四町一反九畝一三歩、分米六四八石五升である。なお、前記代銀四四五貫余等は文銀勘定である。宝暦九年の元方帳に、宝暦元

年以来一〇カ年の山本新田・天王寺領田の作徳銀高が記されているが、山本新田では宝暦二年の一〇貫九六一匁二分七厘が最も多い。

山本新田においては、ほぼ六〇人ほどの小作人があり、会所がおかれ住友の手代が支配人となって管理に当たったが、それらの関係史料は年々諸用留その他の記録に見え、また別に絵図なども残っている。

なお家屋鋪田地船方控帳には、船代銀として四四貫九四匁四分五厘が計上されている。その内四三貫九〇八匁九分五厘は享保五年に上荷船二九艘・茶船一〇艘を入手した代銀である。そして残りは宝暦十年八月南豊後町野田屋松之助より泉屋理兵衛名儀で茶船一艘を譲り請けた分である。上荷船・茶船は大坂市内諸川の貨物運漕に従事する特権を持っておりその船数は一定していた。これらは不動産物件とはいえぬであろうが、序をもって添記したままである。

三

これまで、しばしば紹介してきた年々帳・年々諸用留は、住友の家業或は家業に関連ある事項を中心として、それに関係ある文書類をも掲載して、年月を追って記録した簿冊である。宝永四（一七〇七）年正月より明治十（一八七七）年三月まで、一番より十六番まで一六冊になっている。そして無番年々帳が一冊あって、これには「延宝三年卯正月吉日至元禄九子年五月、吹屋ニ係る事」と添記があつて、銅商・銅貿易・銅山に関する記録を中心として編集しているが、延宝以前の事実も多少含まれてゐる。さて一番は年々帳、二番以下は年々諸用留と題記しているが、日録体に年月を追書き継いでいる。前述のように住友の事業に記録の重点がおかれ、住友家史の重要史料となるものであるが、なお住友の家業にも直接或は間接に関係する諸問題、たとえば長崎貿易・朝鮮貿易・銅座・銀座・長崎会所・大坂銅会所・江戸古銅吹所・

真鍮座等の史料となり、また江戸・京・難波・紀州等の錢座に関する文献をも収めている。なお、幕府・諸大名にかかわる記録、たとえば正徳二（一七二二）年までの往古銀引替高・世上通用諸銀高の記事や同三年七月の幕領諸代官任命とその支配石高の報告等は有益な史料であるし、三都特に大坂に勃発した諸事件の記事、たとえば打こわしや火災等の記事も興味深い。

年々記と題する寛政二（一七九〇）年九月より文久二（一八六二）年二月にいたる八冊、諸用留・記録と題する寛政九年七月より嘉永二（一八四九）年三月にいたる六冊は、欠如した年の分もあるが、本店において日々の経過を委細に記した日記である。諸用御窺扣は文政十二年五月から明治三年五月まで二一冊、別に嘉永三年五月以後の分一冊あるが、これは前述したように、奉公人の採用・暇・転勤・賞罰・給与や別家関係等について当主の裁許認否などを記録したものである。

右の年々記以下とほぼ同時代の日記に庭帳などと名付

けられた帳簿がある。即ち寛政十年正月より文化九年七月までの万庭帳三冊(文化初年分を欠く)、文政七年正月より天保八年十二月までの場帳二冊(文政末より天保初年までの分を欠く)、天保九年正月より万延二(文久元)年十月までの庭帳四冊(嘉永後期より安政初年までの分を欠く)がそれである。

これは日々の業務や事件を丹念に書き留めた日記で、一カ年分の紙数も多い。たとえば諸藩からの借銀等の問題について、藩士の交渉ぶりや住友家奉公人のこれに対する対応の顛末を微細にわたって記述し、まことに興味深い。

万庭帳の寛政十三年三月十一日(二月五日享和と改元)の条に「銀座御勘定太田直治殿并御普請御入来」とあり、翌享和二年三月二十一日の条に「銅座御勘定御普請御発駕」とある。その前日の二十日に住友からは仁右衛門が大田の許に挨拶に赴いている。大田南畝が銅座御勘定の役を命ぜられて、享和元年二月二十七日江戸を発し、三

月十一日早曉八軒屋に着き南本町五丁目の宿に入ったことは、彼の改元紀行に自ら記すところである。また翌年三月二十一日大坂を立ったことも、壬戌紀行に書いている。銅の異名を蜀山居士というところから、彼はその頃から蜀山人の号も使用したという。また万庭帳の享和二年十一月十一日から十四日にかけて毎日に、さらに同年十二月十三日・十四日、翌三年四月二十二日に、丹羽桃溪が住友本家を訪ねたことが見える。

「鼓銅図録」は享和元年にでき上がったであろうという説が行われている。それは蜀山人が享和元年三月銅座へ着任し、約一カ年大坂に勤務していたのであるが、「鼓銅図録」には大鈞鼓銅の題字を書いていることが有力な論拠となっている。もっとも彼は二年七カ月余の後文化元年十一月長崎への途次大坂へ寄り、翌二年十一月帰府の途にも立ち寄った。それで「鼓銅図録」の刊行を文化元年或は二年まで引き下げることが可能であろうかと考えるものもある。同書の画図筆者の桃溪の住友本家訪問

の右の記事は、同書成立について参考史料となるうかと思われる。万庭帳の文化元、二年の分を欠いているのは惜しい。場帳の文政七年十一月十日の条に「蔵判鼓銅図録かかや弥助方へ申附ゆニ付立会磯松差遣三十部出来事」とあり、同月二十七日の条に「蔵判鼓銅図録二十部出来事、かかや弥助詔」とある。かがや弥助は版元らしく、かように必要に応じていく度かこの書は刷られたようである。

「垂裕明鑑」の巻首に、「住友家旧記帳簿類紛失セシ分左ノ如シ」として、六〇余冊の帳簿名と反故類四括を挙げ、「享保八年正月本家土蔵ヨリ鱧谷土蔵へ納ムト旧記ニ有之、其後散失セント見ヘタリ」と説明している。この帳簿中には、寛永・慶安・正保・明暦中諸帳面各一冊をはじめ、万治・寛文より元禄・宝永年中にいたる諸帳面があり、もし現存すれば町方記録としてただ住友家史のみならず、近世経済史研究に稀有の貴重な史料であろうと考えられる。さて、右の内に宝永年中諸帳面一冊が

あり、宝永六（一七〇九）年日記一冊が現存していて、これがそれに該当するかどうかは明らかでないが、かなり傷んでいる。これはすこぶる精細な一カ年間の日記で、好史料である。たとえば、京銭座の宝永大錢鑄造の経過、江戸城本丸の銅瓦用丁銅二万一千貫の住友の調達請負、長崎よりの唐・オランダ船入津と貿易状況の報告、銅座の業務などの記述がある。三月晦日の条に、かひたん・やすふるはんまんすたある以下の住友の吹所見学のことが見える。かひたん即ちオランダ商館長は Jasper van Mansdale である。オランダ商館長の住友吹所見分の記録は、明和八（一七七二）年四月以後の分が残っているが、宝永六年日記にこの見学は、以前の通りの意味が記さされていて、宝永以前おそらく元禄頃にはすでに行われていたものであろう。

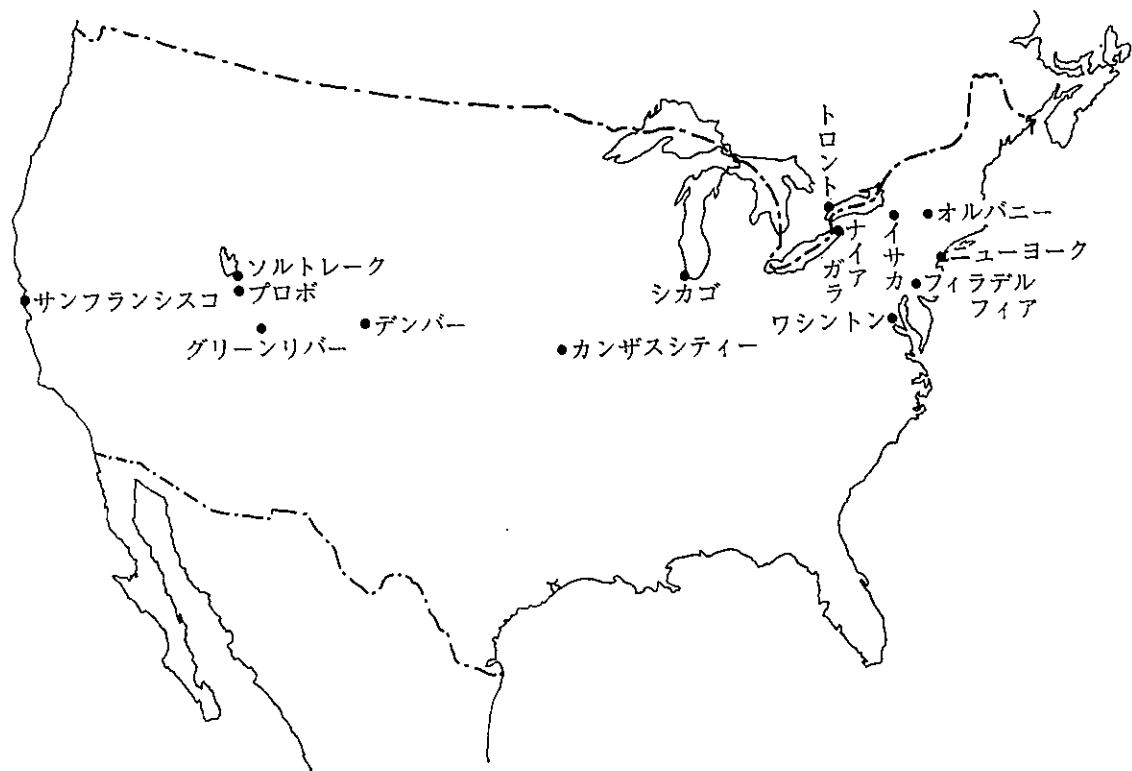
以上述べたところは、泉屋叢考第拾輯「近世前期に於ける住友の輸入貿易」、同第拾五輯「近世に於ける住友

の不動産業―序論―」に係る記事が多いから参照される
よう希望する。また、明治初年の史料もかなり多く、こ
れについては他日これを紹介する機会を持ちたいと考
える。

廣瀬宰平欧米巡遊日記

上 アメリカ

明治廿二年己丑五月四日、午前七時六分ノ氣車ニ乗ジ赴ニ東行。之レ歐米漫遊ノ起程也。送レ行者西村府知事・佐藤書記官・遠藤造幣局長外、官吏諸君ト大阪紳商併知友ノ人員枚挙ニ遑非ズ。就中商業学校ノ生徒八十餘名停車場ニ列立シ、其雑沓只離別ノ聲深且切也。最モ親族ト離別ノ情知ルベシ。生憎雨氣濛々、大津より蒸氣小船ニ轉載シ、湖上拾八里間ノ風景モ亦雨ノ為メニ望ミヲ失シ、午後三時長濱着ク。北脇新右衛門来迎ス。此処にて送別人兼松氏・大澤氏ト袂別シ、随行之諸員ト共ニ下丹生村住友製絲場ニ着ク。場内巡視工女ノ就業ヲ奨勵シ、且場



員一同ニ酒肴料ヲ附与シテ、宰平親類ノ者ハ北脇新右(新右衛門・住友製絲場支配人)ノ宅ニ一宿ス。

●五月五日、雨如^レ麻、午前七時下丹生村ヲ発シ、長濱驛より東海道線路ノ氣車ニ乗ズ。(十三代吉左衛門友忠)住友家長其他ノ迎人ニ袖ヲ分チ、廣瀬坦氏・久保盛明氏ト共ニ東京ニ赴ク。下僕ハ長谷力藏ト春助也。雨不^レ晴氣車左右ノ窓間、眼ヲ轉シテ風景ヲ望ム、春雨篇織も亦妙也。午後八時静岡驛大東館着ク。浴後夜餐ヲ了シ止宿寐ニ就ク。

●五月六日正午、横濱野毛山松新樓着ク。然ルニ不潔樓ニテ意ヲ慰メズ。故ニ午後六時ノ氣車ニテ東京ニ走ル。只下僕春助ヲ箇物ノ保護人ト為ス。

●七日、八日、九日、在東京各大臣ト日本銀行ヲ訪問ノ外、敢テ知人ヲ不^レ問、來人ヲ謝シ適意滞在、雨天ノ日多シ。

●十日、東京ヲ発シ横濱太田町三丁目佐ノ茂樓ニて一泊。明十一日午前十時ニ桑港ニ発スル北東ベキン号郵船ニ乗セント其調度匆々然タリ。晚景雨將ニ晴ントス。

●十一日晴、午前九時横濱日本郵船會社ノ支店ニ赴、小蒸氣船ヲ以送別人ト共ニ本船ベキン号ニ移ル。本船内ニも送別人ノ知己數多、其姓名ヲ記スルニ違ナシ。十日前各搦手袖別ス。就中滿正(北脇)・新右トノ離情切也。時ニ東南風船ノ奔走ニ害ナシ。

●十二、十三、十四日皆平穩、東風波高ク或ハ低ク、然ルニ大洋ノ航海は一動一靜大山の傾ク如クニシテ我腹中に響ク不^ニ尋常ナラ、故ニ荊妻幸本日迄寢室を出ズ。漸ク本日午後同心社長高木君ノ保護を得テ、阿幸ハ寢室を出て甲板ニ暫時徘徊、精神を養ひ得タリ。

●十五日晴色又雨氣、東北風漸冷ヲ覺ウ。阿幸乗船前日より風邪ノ氣を帶ブ。未^ニ全快セ因テ本船ニアル醫員を雇ヒ診察を乞シニ、輕症ノ容牀を以聊カ藥汁を施コス。

我雇人大嶋供清別子鑛山許ハ親ノ病氣ト偽ハリ、東京ニ奔リ(マヤ)僭行シ、此本船を以陰然米國ニ航ス。余ニ書ヲ送ル故ニ本日相逢テ相戒ム。後悔ノ情實顯然タリ。實ニ可^レ驚事也、若輩ニ似タリ。大嶋氏ハ我住友重任局ノ一人也。

其輕舉可_レ咎_々。

●十六日、十七日、十八日間、終日終夜東南風烈敷、船體ノ動揺可驚。況哉十八日夜九時頃より大風暴雨、海如_レ

傾船如_レ豎。船内ノ器物破却ノ凶況、我夫婦一室内ニテ心騁キ神飛ビ死者ニ似タリ。翌十九日、此日ヲ太平洋中

一日取越シ又十九日トナル。風波聊か平穩ヲ来タス。然ルニ其餘勇ノ逆氣不_レ止、漸次天ト人ト快意ヲ覺_ラ。(ママ)

●十九日、雲霧未_レ晴ト虽モ風死シテ漸_ッ波船不_レ動、始テ人心平如_レ常。此日、日曜日ニ當ル、我妻も亦快氣朝起

入浴シ衣服ヲ改装シ、相共ニ朝飯ヲ喫シ、愉快然トシ甲板_上ヲ運動除_シ歩_シ、午前十時説教ヲ聞聽シ適意日ヲ消ス。

(日本)本朝横濱ヲ発シ既ニ二十一日間ヲ經過ス。此航路拾年ノ憂苦ヲ忘ル。

●廿日快晴、天色ノ朗明ヲ欣ブ。平波如_レ席船客適意甲板_上ニ散步ス。

●海員一等士官ノ説ニ曰ク、此速力ノ進行ヲ以推測スレバ大抵来ル廿六日ニハ桑港着クト云ウ。

●英國人、印度カルカ_タカ六百英里北部アウ_ヲ知事ニ似タリ。一州ノ委員、廿五年在勤ボ_ヲイス日本固有ノ禮讓論アリ。(新西論)濠州ニ近シ。

●廿一日晴又雨、海浪漸_ッ動海客皆爽快然タリ。我夫婦兎戲ニ似タル小箱_ヲえ袋砂入レ_ヲ学_ビ、船中無聊ノ情ヲ慰ス。

夕陰ニ鬱雨氣如_レ蒸、夜来強雨。然ルニ船行不_レ異。

●廿二日昨夜来大雨、午前十時晴色雲間ニ洩ル、未_ニ全晴_ニ。

●廿三日晴又雨、昨日ニ異ナラズ、無_レ恙。
長三洲翁有送_ニ余歐米行_ニ詩曰
年今逾_ニ六十_ニ 忽作_ニ萬里行_ニ

壯思吞_ニ大海_ニ 苦心憶_ニ半生_ニ

鑄山主家貴 利_レ世賜_ニ級榮_ニ

餘勇思_レ報_レ國 何日向_レ禽情
太平洋中次其韻

未_ニ敢全衰_ニ老 奮然爲_ニ此行_ニ
壯心輕_ニ遠旅_ニ 豪氣勝_ニ平生_ニ
逢_レ艦談_ニ軍備_ニ 綴_レ文爭_ニ國榮_ニ

修交宜考慮

英獨是多情

又

幾度回_レ頭處

淼漫無際涯

日東春盡夕

米北夏來時

鷗喚太平洋

檣懸無事旗

(火船神速太)
行程知_ニ迅速_一

(敢不煩舟師)
不_ニ復煩_ニ舟師_一

船中遣興

從者能扶_レ我

漸驅自覺_レ輕

魯論村夫子

訛語老書生

事半愆_ニ初志_一

功多果_ニ晚成_一

此行豈_ニ容易_一

刮_レ目閱_ニ文明_一

●廿四日終日雨、無_レ恙可_レ喜々々。此日英國女王生日、本船翻_ニ國旗_一以祝焉。

●廿五日午前霧濛々、船不_レ進時々笛聲ヲ発ス。午後雨

滂沱、激浪船動揺ス。船客不愉快、晚餐ヲ喫スル者、卓

上ニ少ナシ。

船中似_レ我邦人諸子

乾坤同一體

日月似_ニ双輪_一

蠻地多狼虎

西人豈_ニ鬼神_一

功名非_ニ僥倖_一

富貴在_ニ難辛_一

寄_レ語青年子

能宜護_ニ我身_一

●廿六日晴天、海霧中日光欲_レ洩、我輩欣然甲上板上散步遣_レ興。

●廿七日盡日海霧圍_ニ乾坤_一、時々船笛を發シテ進行ヲ緩ニス。黄昏より小雨又風、夜ニ入_リ激浪船簸揚ス。

●廿八日快晴、夜前激浪ノ為メ船ノ動揺不_レ少、船客朝飯ヲ喫スル者少ナシ。午前七時頃より風順天新晴ヲ開キ、本日桑港着船之豫定。船客一般其欣喜之情如_ニ雀躍_一、

匆ミトシテ上陸ノ調度各改装ス。正午左舷之方ニ米國フワレヲン嶋ヲ見ル。一層開_ニ怡顏_一、陸ク近クシテ海鳥ノ

飛散モ亦國アルヲ知ル。初テ小蒸氣船ニ逢ウ。

遣興

二旬長海路

日々晝黄昏

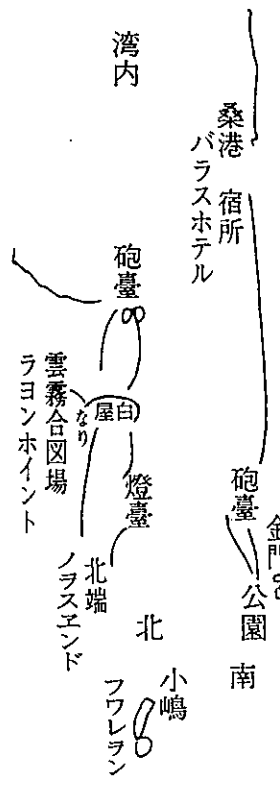
霧裏帆無_レ影

船馳浪有_レ痕

毎眠煩ニ枕席一 夜食飽ニ鶏豚一

猶是桑津遠 茫々復斷魂

稍桑港近シ海門図ノ如シ



桑港着船豫定一般ノ船客其欣喜如躍、既ニ上陸ノ調度
ナシ匆々然タリ。

ハラス宿屋

三百六十三号 我輩 式百六十七 高木 七百六十式
手嶋 式百六十九 林 式百四十一 土子

領事 川北俊弼 正金銀行 日原昌藏

書記 早川鏡彌

三宅

●廿九日晴、欣ニ清明氣節、本朝大阪店ヨリ電信来タリ、
披見返報出ス。大嶋供清云々、帰朝申付ル。私信書認ム。

正金銀行日原氏来タル。

●卅日朗晴、午前十時馬車式輛ヲ以公園地え遊覽。領事

館書記早川氏(花房議官之從弟)・三宅氏(領事館雇吏)ノ案内也。當市

街ヲ出テ凡七英里、該國之風景は感伏セズト魚モ、海頭(カ)

ニ出、海鹿(アレンカ)ナル者ノ磯頭ニ昼寐スルハ奇觀ト云ウヘシ。

此日消魂祭ニテ市中休暇、兵卒ノ行列整々然タリ。觀者
(超)多キ數萬人、雜沓走馬飛車塵埃如レ雲。

●午後四時より正金銀行支配人日原昌藏氏ノ別墅ニ招カ

レ、一行一同参趨、途中灣内ノ渡蒸氣船(ワタシ)ニ乗り、續テ氣

車ヲ以テ往ク凡十貳英里、村舎ニ似タリ。閑適ノ小寓、

日本割煎ノ風味郷里ニ歸ルノ情、我日本ヲ遙ニ想像ス。

午後十時半歸寓ス。

●卅一日朗晴、初夏之候、寒暖七十貳三度、此地ノ暑中
如レ此ト云ウ。

日本人周旋スル日本語ヲスル、

チェスタン、トエル

●本日茶を送り出此地ノ商人ルアール氏より依托スル商

社ヲ尋ル。其社千八百五十年ニ開ク。

カースル商會兄弟也

・鑛道周旋ノ代理人ルカース氏より添書アル其人ヲ尋る。

●一日快晴、ダイヤモント商會ヲ尋問、同氏ニ面會ス。

明夕発足ニ付、領事川北氏・正金銀行日原氏其外同行人十二名夜食ス。

●二日曇天、今夕六時発足ニ付、剃鬚浴場、旅装ヲ清ニ

ス。夕五時半桑港ヲ発足、領事川北氏・正金銀行日原氏

其他領事屬官相送りテ、(オー克蘭ド)ヲ、克蘭ドニ至、握手離別ス。

蒸氣車室ノ美麗可稱、午後十時寐ニ就ク。旅夢轟々然

タリ。

●三日晴、朝山間ヲ通行ス。廿英里間雪ヲ凌グノ為メ車

道悉皆家屋ニ似テ其間ヲ通路。

カルホルニーヤ州 ネ、バタ州 イユウータ州

桑港——山間——原野——凡式百英里——ヲクデン

●四日晴、ヲクデン下車シ、分路小蒸氣車ニ乗り換ル。

幾英里ヲ経テ大湖水遙々出ヅ、環湖ノ山岳残雪アリ。我

邦江州郷湖ノ情アリ。

ヲクテン——ソルトルデーレイク 此地ニ異宗教アリ、

五百年前ニ其宗徒此地ヲ開拓ス。一男ニシテ幾婦ヲ婚ス。

大寺ニアリ。凡疋萬人ヲ其寺堂ニ列セシメ説教ヲ為スト

云ウ。新創立スルノ大殿一千万円ヲ消費スト云ウ。未タ

七八歩ニ建造、是三十年前よりノ計画ニシテ、皆石造ミ

カケ石也。ソルトルテ、レイク旅舎ニ止宿ス。市街馬車

ヲ以通覽ス。同行ノ高木氏・林氏ハ湖水ヲ一見ノ為メ午

後遊覽ニ出ズ。此湖水ハ塩分アリ。海水ニ似タリ。

○合衆國ハ今三拾六州ト聞ク

ソフトルレイキ 觀湖水

萬里征人往未還 行看ニ湖水ニ沿ニ孱顏

孱顏高處猶殘雪 是我江州四月山

途中

幾條鑛路響轟々 天地如奔人可驚

留意停車轉車處 南方誤向北方行

●五日晴、ソフトルレークヲ発ス。是ヨリ鑛路原野ヲ

越エ山間ニ入ル。氣車中一宿山間ヲ度幾百里。

●六日晴、山又山漸次深谷ニ入、城門山絶巖絶壁萬觀無窮、鑛路ノ高度可驚。

自城門巖到。途上鑛路危嶮可驚矣。

高攀山岳欲消魂 異状雲烟幾吐吞

唯有谿流彎又曲 鑛車泝水入巖門

ソフトレーク発ス
五日発
○昼飯
夕飯
朝食
昼飯

六日泊リ デンハル ウインゾール
ホテル 本線路

●デンハル小都府ニシテ廿年前ニ開拓スルノ地也。今人口拾貳萬アリ。日ヲ逐テ盛ヲ来タス。

●七日滞留、高木添書ヲ所持スル教師クロツス氏周旋ニより午後クランド熔鑛爐ヲ閱見ス。此鑛爐ハ會社ノ組成ニテ此コロダ州諸山ノ鑛石ヲ買集メ爐解ス。金銀鉛ノ三種ヲ分析スル。

●此地ノ趣ヲ聞ントスルニ、クロツス氏ノ紹介ニテ新聞

記者リデンバク氏ヲ誘引シ来ル。夕食ヲ供ニ相共ニ談話、情況ヲ聞クニ足ル。

●八日晴又曇、午後八時テンバル小都府ヲ発シ岐路ノ氣車ニ乗ズ。ゴールデンデン停車場ヨリ以西山岳連續巍々タル危巖双立、其間溪流アリ。水聲淙々、片崕氣車風景城門山ニ似タリ。車行彎曲車室ノ傾斜當岩テ走ル。三四十里間ノ山脉皆是鑛氣アリ。開坑處ミ鑛路ノ左右岩間ニ坑口ヲ見ル。我邦鑛山ノ情況も亦大同小異。正にコロラト州ノジャウジタ(地名)コロラドセントラル鑛山ノ名也。鉛銀山一日ノ出鑛石凡七十五噸一噸ノ價平均貳百ドル。此鑛山ノ金石学士ホスタル氏ニ彼ノ宣教師クロツス氏ヨリ添書アリ。之レヲ携エテ此実地ヲ見聞ス。旅宿ハ村驛客舎ニトント云ウ似テ不充分ト雖モ我老ノ旅情ヲ助ク。生憎日暮雪飛散ス。寒氣透肌。暖爐アリ室内ハ七十餘度、室外三十五六度、夜間小雪地に布ク。

六月八日到 シヤウジタウン

コロラトセントラル鑛山書黄昏逢雪

異邦六月雪如華

散天花

吹地朔風斜又寒氣加
飛散驚人客帽斜

記得雪時從鑛事

黃昏伴月返山家

濡囊冰玉暮歸家
水雪笠晚

●九日雪晴、日曜日ニ當ル。山郷休暇ヲ為ス。晏眠ス。

氣車ノ便午後二時ニ発スト云ウ。午前退屈之餘其高處ニ

散歩ス。字ルウプト云ウ。山間釣橋風景ヲ見ル。最奇功。

穿巖工事太奇功

高殆千尋容易通

鑛路縱橫架天地

煙飛十字氣車風

又途中逢雪

風雪霏々六月天

嵯峨色嶺約肩
非常寒氣豈相憐

老生漫遊身在高車裏

不是當年孟浩然

●午後二時コロラトセンドラルヲ発ス。積雪貳寸天猶

霏々冥々下。

●九日暑氣ノ天、此寒天ニ際スル非常ト云ウベシ。氣車

中鑛路山岳双立間ノ風景ヲ占メ、快然トシテデンバ州府

ニ還リ、一昨夜宿スルウインヅル旅舎ニ入ル。夕食後豈

凶ンヤ我皇國北海道廳理事官正六位
勲四等佐藤秀顯氏来タリ同

宿スル。奇ト云ウベシ。相共ニ萬里ノ旅趣ヲ話ス。

●十日晴、滯留ス。我老微恙咽喉カタルノ症、此街ノ名

醫ハウ氏ニ診察ヲ請ヒ藥汁ヲ得ル、極テ軽症タリ。

●午後二時馬車ニ乗シ市外一里餘ナル

巡視ス。金銀銅ノ製鍊所ニテ鑛爐沈澱所多クアリ。メキ

シコ鑛石モ回送ノ由。凡一千五百英里ヲ距ツルト聞ク。

●十一日晴、午前八時三十分乗車シカンサツシニ赴ク。

聊か暑氣ヲ覚ウ。然ルニ西北ノ山積雪。

ロッキ
望ニ落機山ニ有感

行人未倦豈思還 到處安寧不見關

比我富峰高幾許 夏寒白雪落機山

●此間農事大ニ開ケ到ル処村落アリ。牧畜ノ業或ハ小麦

唐キヒノ作物多シ。始テ農業ノ盛ナルヲ覚ウ。

●十二日午前八時三十分頃カンサツシ着ク。ミッドラン

ドホテルニ着ク。暫時休憩ス。

我邦愛媛縣旧知事關氏ノ弟

新七郎

關某氏来訪ス。皆土木学

又辻文部ノ次官 辻 具氏。

二見弟 大阪造幣寮

古我氏アリ。川上氏東京人

何レも我國人悠意ニ旅趣ヲ助ク。此日我身軀疲労、此街ノ景況ヲ通觀セズ。宿所ニ自養シ午後六時ノ氣車ニ乗ジ東走ス。

イリノノイス州

●十三日午前九時十分シカコーニ着ク。漸次鑛路ノ左右皆村落、大川アリ。舟船ノ便茫乎タル寰區悉ク村落ニシテ、亦農業ノ一層盛事ヲ知ル。シカコーノ隆盛可レ驚。

五十年前八十二戸ノ処、今五拾万人ノ大街タリ。拾八年前大火ノ害ヲ蒙リ、其後家屋ノ建築ヲ堅固ニシ、石造煉瓦造可レ驚ノ数高樓街ヲ挾ミ、聞ク所ニヨレバ今拾四階ノ家屋ヲ築クト云ウ。聳レ天テ大寺ニ似タリ。水道會社ノ器械一ノ名物タリ。屠畜ハ一日三四千頭。日本人

大阪東区本町三丁目拾貳番地 泉由治郎 貞泉 貞隈

群馬縣下前橋ノ留学生 細野藤藏

右兩人訪來地情ヲ談ズ。シカコ町グランドバシフィツクホテルニ止宿ス。レイキ湖水ミシカン名大湖水アリ。其岸頭公園地アリ。頗ル幽致、密知岸トモ云ウ。

●十四日曇、午前九時半頃より馬車ニテ市長役所之管理タル消防ノ手鍊ヲ一見ニ出ヅ。蒸氣船ヲ以具豫防又陸車馬車ノ計画神速ナル可レ驚。

●ルカアース氏より副書アル茶商ヲワロク商會ヲ尋訪スルニ同氏不在、代理人ニ面會スル。懇説ノ談アリ。又ペリヤ茶商ヲ訪ウ。クウトリイチヨリノ添書アリ。ルカアース氏店ノ旧雇人也。

●十五日小雨天陰ミ、午前九時細野氏・泉氏ノ周旋ヲ以大小賣商店マアシャルピールドエンド組合ノコト一見ニ參觀ス。店内雇人千五百名ニシテ、一ケ年賣上代金凡三千萬円、米國中兩關トナル大商店ト聞ク。市俄高、三里ニ隣区スル、フルマン人名ヲ以地名トス。

●午後三時之氣車ニ乗ジ紐育州ナイヤグラニ赴ク。

●十六日晴、午前六時ナイヤグラニ着。グリフトン―ホテル樓上ニ上ル。瀑布ノ奇景壯觀タル筆又ハ口ニモ尽ス能ハズ。瀑布左右ニアリ、イリイ―湖ヨリランタリヲ上段下湖ニツゞク。水聲青海ノ傾クニ似タリ。白布天ヨリ並ン

デ下タリ。深淵ノ水霧雨中ノ亂雲カト疑^フ。着後馬車ニテ處々幽變タルノ溪邊ヲ回走。釣橋ノ数三ツアリ。寫眞ヲ以テ其実景ヲ知ルニ足ル。

●十七日朝小雨、英九里ヲ氣車ニテ湖岸ニ至リ下車シ、湖上ノ通蒸氣船ニ移ル。是ヨリトロントニ渡ル間凡三時間ト云ウ。湖上ノ渡船我郷里琵琶湖ヲ渡ルニ似タリ。幸ヒ天晴レ風景ヲ稱ス。

●手嶋氏妻ノ弟杉文三、三ヶ年前ニ米國ニ留学ス。前日既ニ迎ひとしてナイヤグラグリフトンホテルニ在リ。面會同宿シ是ヨリ同行ス。午後一時三十分トロントニ着ス。湖北ノ湊ト唱ヒ小繁華ノ地也。英領ニシテ則家屋ノ構造百般英都ニ模規ス。人口約貳万餘、女王ノ名クインズホテルニ止宿ス。着後馬車ニ乗ジ、ルカアース氏添書タルマスワン・モロヲ兩氏ノ組合店ヲ訪ヒ、製茶販路談ニ及ブ。マスワン氏ノ周旋ニテスタンダルト(ハンク銀行之事)ニ行キキ重役ト談話シ、銀行ノ事務上并ニ金庫等ヲ見聞ス。

●十八日朗晴、漸寒、日本清明ノ氣節ニ似タリ、寒暖計

六十七八度。午前九時半マスワン氏來タル。共ニ馬車ニ乗ジモントリヲ銀行支店ヲ見る。其方法又ハ金庫ノ堅固タル可稱。是ヨリ湖岸ニ臨ム麥製倉庫所ヲ見、或ハ新聞社ノ器械・電氣燈・傳話器械等ヲ巡視シテホテルニ歸リ、マスオン氏・モロヲ氏ト共ニ午餐シ、午後二時ノ蒸氣船ニ乘リナイヤクラニ還リ、夕食シテ紐育線ノ氣車ニ乗ジ車中睡眠ス。

●十九日朗晴、氣節如^レ春。午前六時ヲルバニー着ク。此地ハ州府ト唱ヒ隆盛也。是ヨリハドソン川ノ川蒸氣船ニ移ル。此川我伏見大坂間ノ淀川ニ似タリ。兩岸ノ好景妍美森林間村家陰陽丘山ニ高樓アリ。老生恰モ船遊ヲ為スノ情ヲ起ス。此船ノ美ナルコト一層旅客ヲ娛マシム。水晶宮ノ翠流ヲ馳走スルノ思ヲ為ス。川路百五十英里

船價 三拾七万五千円 長三百拾壹尺 水入七尺半
九時間ニテ十七里六丁 巾四拾尺 通行廿八英里
一時間

川路中程ニホヲキブシイーニテ止メ乗客ノ上下ヲ為ス。

鑛道^{同道} 賃錢 三円拾錢

船賃^{同道} 貳円

時間 急行 三時半

時間 九時

尋常 五時

・午後十時三十分紐育府ニ着ク。日本人新旧知己棧橋迄出迎ス。馬車ニテ十六番町ウエスト、ミンス、ホテルニ投宿ス。即時ニグリイブ氏尋ネ来ル。

●廿日晴、暑氣正午室内八十三度、本日休養ス。正金銀行高木氏・森村組森村豊氏・田代氏・外ニ神戸佐畑ノ粹・西川甫ノ粹西川一平来ル。黄昏飯後街上散步、馬藝ヲ見ル。

●廿一日晴、グリブル氏ヲ尋ネ、夫ヨリ領事館藤井三郎・正金銀行高木貞藏氏及ナシ氏・同仲社長荒井領一郎氏・森村組え回訪ス。黄昏同仲會社ノ招請ニヨリ該員并ニ四婦人參會、日本クラブニテ晚餐佳興。

●廿二日晴、正金銀行高木氏ノ私宅ニ到リ荊妻ノ調物ヲ依頼ス。終日偶然。

紐育州 紐育ノ巨財産家

貳倍 三代前^{ウイリヤム} バントヒールロ 四代目トナル 惣領ト男女折半分配法

仮令バ^(タト) 五千万円 廿人 貳千五百万円 五六十人

千万円 四五百人

●廿三日晴、日曜休暇、午前公園地ヲ一見ノ為メ馬車ヲ煩ハス。其規模ノ高大ナルト人造ノ功ミナルヲ觀賞ス。明日華新頓行旅裝ヲ理ス。

●廿四日早起、午前八時出發。街端大川アリ、之レヲ渡ルニ蒸氣船を以テス。州ノ境界ヲウゼルシー州。驛ノ距里向岸頭ニ突天ノ大塔アリ。三ケ年来佛國ヨリ建設ス。是レ自由塔也、天女ノ姿銅造タリ。午後二時華盛頓着ク。

ア、リングトンホテルニ投宿ス。食後公使館ヲ尋ルニ陸公使既ニ退局、田舎ニ私宅アリト聞キ馬車ヲ勞シ私宅ヲ叩ク。幸ニ相逢テ談數刻。坐間大西郷氏ノ粹西郷三助ト面會ス。明日各地ヲ遊覽シ帰ルニ覚悟ニ付公使ト告別ス。

廿五日、通觀所、國會堂・專賣許局・博物館・大頭領ノ官宅、大藏省・自由塔^{五百五十尺}ヘンシルベニヤ州

●廿五日雨、午後二時十五分ノ氣車ニテフラテルヒヤニ

到ル。ラーフェエテホテルニ止宿、六時半着ク。清潔ナル
旅宿一夜安眠ス。

●廿六日雨、フラデルヒヤノ市街ヲ巡視ス。公園地盛大
也。

檄文調印セシ檄文発スル日 千七百七十六年七月
有名ナル巨魁人 華盛頓 此廳

華盛頓え遷都セシ年月千七百九十三年

ヘンシルベニヤ州

ウリイヤム ヘン氏一名 宗教ノ宗師

(リンカーン) リンカーン氏南北戦争ノ有功人、千八百六十四年ニ終ル。

三四年間ノ争戦也。同氏ハ戲場中ニ変死ス。是モ大頭領
トナル。

ジョン、ワナマーカル。今ノ遞信大臣、之千円ノ資本
ヲ以テ今商戸貳千万円ノ財産家也。大商家トナル。此日
午後六時三十分紐育ニ帰ル。

●廿七日晴、紐育府ウエスト、ミンス、ホテル滞留。午
前街頭散歩。正金銀行高木貞藏氏ノ宅ヲ叩キ我妻ノ衣服
ノ事を依頼ス。

・昨夜佐藤秀顯氏同宿相逢(マ)ヲ。夜分日本人ノ知己来ル。
談話數刻。暑氣漸昇、寒暖計八十貳度。

●廿八日晴、クリイブ并ニナンシ氏ノ社え參走シ、ナンシ氏
ノ案内ニテ米穀并ニ株式取計引(マ)所謂フールス、ナル場所
ヲ巡視ス。其盛ナル可レ驚。米穀ノフールス四ヶ前(カ)ニ建
築シ、其費三百万円ト聞ク。粗々日本我大阪ノ取引所と
大同小異。

・森村組ニテ米國五千元ノ逆為換ヲ取組、彼レ得意ノ銀
行ニ預ケ時々引取ヲ為スノ約ヲス。

●廿九日曇天、午後ボケブシーニ到ル、ハトソン川ノ西
岸ニアリ。土子氏此所ニ寓居ス。故ニ訪レ之、同行ハ杉氏
也。午後六時ホケフシー、ネルソンホテル着投宿ス。土
子氏迎ニ来タル。夜ニ入樹間ヲ散歩ス。

●三十日晴、朝食後馬車ヲ以此街邊或ハ岳間樹木森々之
間ヲ緩行、疎樹園天美禽ノ清音アリ。幽邃適意終日清遊。
女学校(名ハツサム百万円ヲ寄附スト聞ク)・商業学校・
長橋貳千尺、此三ツナルハ此地ノ名物也。

●七月一日曇天、午前紐育ニ帰ル。夜陰パノラマヲ見ル、其奇功ナル怪然タリ。陸軍村田大佐氏ニ逢。

●七月二日雨、空敷滞留、明日イサカ到^(ヲ)ント欲シ旅装ヲ理ス。

紐育名譽之銀行ケミカル 三拾万資本今百円ノ株

四千五百円トナル 千五百万円ノ預りあり

●七月三日雨、朝八時紐育発シ、

モクチャンえ十二時着ク。アメリカンホテルニ投宿ス。

終日雨天休養ス。モクチャンノ地勢溪間ニ小部落ヲ為シ

幽靜、昨日來經過スルノ地、鉄山石炭山ニシテ、溪水黒

緑ヲ流ス。明日ハ米國獨立スルノ當日ニテ米國一般祭日

タリ。

●四日雨、獨立ノ祭日ニテ音樂ノ餘輿砲聲無ニ絶間。午

前十一時発シ十二時ノ氣車にてイサカニ赴ク。ウイケス

ベヤニテ二時ニ午餐ス。此處唯一樓アリ。幽邃ヲ極メ清

潔ナル宿舍アリ。

●午後六時三十分イサカ。クリントンホテルニ投宿ス。

北原直四郎^{秋田本莊ノ人} 中野初子^{佐賀人} 成瀬正恭^{讚岐人}

原田敬吾 秋田人 右ノ人々出迎ニ來タリ 懇切
之情アリ。

●五日晴、漸冷暑氣無シ。袷衣ノ時ニ似タリ。午前十時

ケーユガレイキニ蒸氣船ヲ以テ航ス。天色朗晴湖面如レ

帯、兩岬丘阜ニシテ丘ヨリ洒水スル者之レヲ瀑布ト云ウ。

此間瀑布大小百廿流アルト云ウ。午後一時前セル地名ケ

ーユガホテルニ上樓ス。景色頗ル妍美。午後五時隨行ノ

杉文三氏イサカニ帰ル。

●六日晴、朝食後馬車ヲ雇ヒ其近傍ヲ巡視ス。田舎人無^キ

ガ如シ。幽靜仙境ト云ウ。午後黄昏北原氏・杉氏來ル。

●七日晴、日曜日、暑氣正午七十六度、只作詩、閑然休

養ス。

●八日晴、午後五時三十分レイキ蒸氣船ニ乗シ西尖ニ到^{ウエストボライ}

ル。仮宅アリ、極テ幽邃。手嶋氏來タル。相逢テ笑顔共

ニ談ズ。昏黄半月清暉湖上小舟ヲ浮ベ納涼ス。

●九日晴、仮幽居偶然靜寂、暑氣正午八十五度。

中野電氣學者 原田敬吾來臨、談事風流

●十日蒸暑、正午八十六度、夜陰七十五度、午後雷鳴白雨。手嶋氏紐育ニ帰ル。杉氏相送テ行ク。午前イサカニ行キ寫眞ス。

・中野・原田・成瀬来タル。

●十一日陰雲、夜来之雨涼氣如_レ水。

●十二日晴雨不定、清涼如_レ新秋一郷信来ル。手嶋氏よりも来信。紐育府亦涼氣ノ報アリ。

●十三日本朝えノ信書ヲ認メ郵送、平安ヲ報ス。終日陰寒、時々白雨来タル。

●十四日又陰晴不定、黄昏甚寒冷七十度。

●十五日雨未晴、夜来ノ大雨北風冷氣六十五度トナル。客身可_ニ保護。田宮氏紐育ニ帰ル。

●十六日晴、イサカニ到ル。大学校ノ周圍ヲ通觀ス。夜来日本ノ生徒七八名来ル。夕餐ヲ供シ離筵ヲ開ク。

●十七日晴、今夜ノ氣車ニテ紐育ニ帰ル。其調度雜沓。

午後四時半ノ小蒸船ニテイサカニ至ル。イサカホテルニ休憩夕食シ、北原ノ旅宿家族ニ離別シ、同家々内并ニ日

本生徒送テ停車場ニ来ル。夜九時三十分イサカ発ス。

●十八日晴、午前七時三十分紐育府着ク。朝食後紐育府川向ひブルークリントンヲ巡覽シ、其公園地ヲ見て帰ル。夜ル領事藤井君ノ招請ニテ日本食ノ饗応ニ逢ウ。

●十九日晴、涼氣適_レ身。午前暇乞ニ懇意ノ方え回車ス。午後六時告別ノ筵ヲ開ク。

●廿日九時三十分キウナアド會社エトルリヤ号え乗船ス。領事官藤井氏・鬼頭氏并ニ正金銀行高木貞藏氏、同仲社高木三郎・新井氏・林氏・森村組森むら氏・田代氏其他知人送テ船内ニ来ル。

廣瀬幸平欧米巡遊について

廣瀬幸平はいうまでもなく、近代住友の初代総理事に当る人物であるが、住友引退後に著わした「半世物語」には、この欧米行につき自から次のように述べている。

「明治二十二年幸平齡既に六十一歳に滿てり、則ち還曆の賀燕と歐米行の別宴とを兼ねて、大阪及び伊豫幸平の籍伊豫に在るを以てなり」の兩地に於て開宴せり。蓋し歐米漫遊の事は幸

平宿昔の志望なりしなり」。また廣瀬の嗣子滿正の手になる伝記「幸平遺蹟」にも「是より先明治十四年、先考東北旅行の途に上らんとするに臨み『早晚歐行廣_ニ外交_ニ、鵬程遙把_ニ夢魂_ニ抛』の句あれば、歐米漫遊の目算は既に當時より存せしものと知らる」とあり、幸平の宿望であったことが分る。それだけに還曆を迎えた身とはいえ、大きな期待をもって欧米巡遊に出発したことと思われる。同行者は幸夫人の他手島精一（後、初代東京高等工業学校校長）

高木玉太郎（後、住友樟腦製造場支配人）の三人で、大阪梅田駅を出発したのは明治二十二年五月四日のことであった。一行の動靜を知るものとしては、幸い廣瀬翁の日記が残されていて、この度その曾孫廣瀬つぎ子夫人の御好意によって公開を許された。日記帳は縦一四・四糎、横六・二糎、厚さ〇・八糎の細身のもので、三方金、濃褐色の皮で縁をとったセルロイド張りの表紙に、ヨットの絵をあしらってある（口絵参照）。日記は鉛筆をもって認められ、漢学の素養があり、漢詩に長じていた廣瀬の文は簡潔で要を得ている。明治初年から政府派遣の洋行者は多いが、民間人としては恐らく最も早い時期の一人かと思われる。尤も住友からはこれより十数年も前、廣瀬の推輓で塩野門之助・増田芳藏の兩名が鉾山学修得のためフランスに留学している。

さて、欧米行の順路について、さきの「半世物語」には「此の年五月横濱を解纜して北米の桑港に渡航し、先づ米國の重なる都府を順覽して後、大西洋を横りて英國

に赴き、夫より佛蘭西、白耳義、獨逸、和蘭、瑞西等の諸邦を歴遊して再び佛國に出て、遂に同國馬耳塞港より乗船し、印度洋岸の諸港を経て、同年十一月無事に歸朝せり」と記し、つづいて「此の行や宰平、志氣尚ほ壯なりと雖も、體軀已に老いたるを以て、自ら異郷風土の變換に堪へず、遂に米と英との兩地に於て病に罹り、爲に大に歸心を促し、漫遊豫定の期を短縮して歸朝するに至」ったことを遺憾に思い、また「歐米漫遊を企つる者は多少外國語を解する者たらざるべからざることを實驗實證せり」と、全く外國語を解しなかつたことを残念がっている。この日記帳の見返しには日常必要最少限の英語が片仮名で記され訳語が添えられているのにも、苦勞のあとが伺われる。

この宰平一行外遊の費用は、宰平の永年の功勞を勞う意もあつたと思われ、住友から支出された。その費用は一万六千八百七十余円であつた。廣瀨もこの出費に劣らぬ成果を得ようと熱心に視察している。

こうして廣瀨が持ち帰つた二大収穫は鉾山専用鉄道と製鉄業との知識であつた。鉾山鉄道が運搬の勞力と費用を軽減し、鉾産を増大するものであることを見た廣瀨は、歸朝早々に別子銅山にこれを採用入れ、明治二十六年にはわが国最初の鉾山専用鉄道が開通した。この結果別子銅山の産銅が飛躍的に増進したことは言うまでもない。また製鉄業については含銅分の少い鉾石より鉄を採るものであつたが、結果的には不成功に終つたものの、この鉄への関心が後の住友の鉄鋼業の盛大につながるもとなつたとも考えられる。

廣瀨は、歸朝するとまもなく、大阪商法會議所（後の商會議所）の招きによつて、外遊報告をしたが、その中で西欧の合理主義にふれ、國産振興による貿易立國の要を述べ、大阪の繁榮は築港に依るべきことを力説している。なお、この廣瀨の歐米巡遊日記については、先ず今回はアメリカ篇を紹介し、次回に歐洲篇を紹介することとした。

（川崎）